平成２５年（フ）第１８４０号
横浜市戸塚区原宿３丁目57番１―３―202号
債務者　川那子光夫
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長澤　洋征
4　破産債権の届出期間　平成25年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年１月20日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５１２号
静岡県浜松市中区和合町207番地の81　グリーンバレー和合302号、前住所静岡県浜松市北区細江町気賀440番地の２
債務者　藤嶋　秀実
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　一統
4　破産債権の届出期間　平成25年11月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年１月21日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５５号
長野県小諸市甲4340番地
債務者　塩川　茂男
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大井　基弘
4　破産債権の届出期間　平成25年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年２月４日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第５３１号
千葉県我孫子市新木1807番地２―203号　県営住宅
債務者　吉田　政秀
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇田　章吉
4　破産債権の届出期間　平成25年11月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年２月３日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４９４号
静岡市葵区竜南１丁目６番66―305号
債務者　望月　康弘
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷川　樹史
4　破産債権の届出期間　平成25年12月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年２月４日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４５３号
千葉県松戸市殿平賀180番地
債務者　吉田　　潤
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小倉　純夫
4　破産債権の届出期間　平成25年11月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年２月10日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第７８号
広島市安佐北区亀山２丁目20番37号
債務者　山本　　勝
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑原　　崇
4　破産債権の届出期間　平成25年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月22日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８００号
広島市東区中山中町22番22号
債務者　竹下千代美
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　克洋
4　破産債権の届出期間　平成25年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月25日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１３４号
埼玉県桶川市朝日２丁目24番３号　イズミハイツ202号
債務者　鈴木　　悟
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月20日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２７２号
埼玉県熊谷市銀座５丁目８番26号　シティパレス熊谷ち通り３―107
債務者　黒澤　　亮
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　孝一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１４５号
新潟県長岡市下富岡459番地２
債務者　関川　浩治
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤辰一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月20日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第３３８号
和歌山市木ノ本342番地の114
債務者　中谷　　修
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内川真由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月20日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２８１号
埼玉県児玉郡神川町大字新里430番地１
債務者　落合三枝子
1　決定年月日時　平成25年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩谷真理絵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２１５０号
名古屋市中川区澄池町15番25号
債務者　日紫喜勝巳
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋元　隆弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月22日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２４４号
宮崎市元宮町１番14号　中村コーポ302号
債務者　永野栄一郎
1　決定年月日時　平成25年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川添　正浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
宮崎地方裁判所破産係